

資料1

資料

大阪市エリアマネジメント活動促進制度活用ガイドライン(平成27年4月) 抜粋

(3)分担金の徴収と補助金の交付

- 本制度では、地方自治法に基づく分担金制度を活用し、エリアマネジメント活動の財源の一部に充てる費用を市が地権者等から分担金として徴収し、都市再生推進法人へ補助金として交付を行うこととしています。
- 分担金は、地方自治法224条で、「普通地方公共団体は、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、分担金を徴収することができる」と定めるもので、税金ではありませんが、税金と同等の強制力を持つ制度です。

この制度を活用することにより、エリアマネジメント活動のための財源の安定化が図られることが期待されます。

- 分担金の負担者及び用途は、次の通りです。
 - ①都市利便増進施設の一体的な整備又は管理により特に利益を受ける地権者等から徴収する
※「特に利益を受ける」範囲は、都市利便増進協定の区域
 - ②分担金の交付対象は、都市利便増進施設の質の高い整備又は維持管理であって、公共性があり、分担金負担者への直接的な受益につながる事業。
- 分担金の徴収・交付額、及び各地権者等の負担額は、市が地区別に制定する分担金条例に基づき定めることとなります。

(解説)

分担金は、最終的には市が定める分担金条例に規定することとなりますが、分担金の用途と事業予算額の案は、都市再生推進法人が作成する地区運営計画に記載して市に認可申請をして頂きます。分担金の割当方法の案については、地区運営計画とあわせて提出していただく、「説明書」の中に記載する必要があります。

分担金の割当方法は、地域の特性によって異なることも想定されますが、基本的には受益との関係からの公平性、根拠の明確性が重要です。たとえば次のような方法の検討が必要です。

按分基準	土地面積による比例按分	・根拠は明確。土地面積と容積率の積によることも考えられる。
	延床面積による比例按分	・根拠は上記同様明確。公平性が確保し易い。
	頭割りによる均等金額	・ビル等の大小があまりない場合には考えられる方法
例外処理	小規模地権者等の扱い	・小規模な地権者等は、負担を低減・免除するか
	未利用地の扱い	・未利用地を持つ地権者等に負担を求めるか。求める場合、どのような負担基準とするか
	ビル等の業態の扱い	・商業ビルとオフィスビルで基準を変えるか
	住宅の扱い	・住宅からも徴収するか、徴収する場合その基準をどうするか

地方公共団体と公共組合

	市町村(普通地方公共団体)	合併特例区(特別地方公共団体)	財産区(特別地方公共団体)	水害予防組合(公共組合)	土地改良区(公共組合)
区域	・市町村の区域(自治法第5条第1項)	・規約で定められた、合併市町村の区域の全部又は一部の区域であって、一又は二以上の合併関係市町村の区域であつた区域(合併特例法第26条、第31条第1項第2号)	・市町村の一部の区域(自治法第294条第1項)	・都道府県知事が指定する組合区域(水害予防組合法第10条)	・設立手続を経て定められた一定の区域(土地改良法第5-10条)
構成員	・市町村の住民(市町村の区域内に住所を有する者)(自治法第10条第1項)			・水害予防組合の区域内において土地、家屋等を所有する者及び所有権以外の権原に基づく占有者(水害予防組合法第8条)	・土地改良区の地区内にある土地につき土地改良事業に参加する資格を有する者(土地改良法第11条)
執行機関	・長(自治法第139条第2項) <選挙権を有する者が投票により選挙> ほか	・長(合併特例法第33条) <合併市町村の長が選任>	・以下のうちいずれか。 ①執行機関・議会ともに市町村の機関 ②執行機関は市町村の機関+財産区の議会又は総会(自治法第295条) ③①だが、財産区管理会を設置(同法第296条の2)	・管理者(水害予防法第33条第1項) <都道府県知事が指定する水害予防組合関係地の市町村長等>	・理事・監事(土地改良法第18条) <定款で定めるところにより、総会(総代会)で選挙>
総会・議事機関	・議会(自治法第89条) <議員は、市町村の議会の議員の選挙権を有する者で25歳以上のもののうちから選挙権を有する者が投票により選挙>	・議会はないが、準議事機能的性格を有する合併特例区協議会を設置(合併特例法第36条第1項) <協議会構成員は規約で定める方法により、合併特例区の区域内に住所を有し、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから合併市町村の長が選任>	※財産区管理会(管理委員7人以内で組織) ・財産又は公の施設の管理等で条例等で定める重要なものについては管理会の同意が必要。(同法第296条の3第1項) ・長は財産区の事務を委任可能(同法第296条の3第2項) ・管理会は財産区の手務を監査できる(同法第296条の3第3項)	・組合会(水害予防法第17条) <組合会議員は選挙し、選挙人、被選挙人の資格は規約で定める>	・総会又は総代会 ・総代会は組合員総数200人超の場合に定款で設置可(土地改良法第22-23条) <総代は、組合員で25歳以上の及び法人たる組合員のうちから組合員が選挙>
事務	・地域における事務 ・その他の事務で法令により処理することとされるもの(自治法第2条第2項)	以下のうち規約で定めるもの ・旧市町村で処理されていた事務であって合併後一定期間旧市町村の区域を単位として処理することが事務の効果的な処理に資するもの ・旧市町村の区域の住民の生活の利便性の向上等のため合併後一定期間合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務(合併特例法第30条)	・財産又は公の施設の管理及び処分(自治法第294条第1項)	・堤防・水門等の保護による水害防御に関する事業で特別の事情により地方公共団体の事業とすることができないもの(水害予防組合法第1条)	・その地区内の土地改良事業(地区、事業は定款事項) ・附帯事業(農業集落排水施設整備事業を含む。)(土地改良法第15-16条)
主な自主財源	・地方税 ・分担金 ・地方債	・財産又は公の施設から生ずる収入(合併市町村に予算上の措置を講ずる義務(合併特例法第46条))	・財産又は公の施設から生ずる収入	・土地、家屋等につき組合費を賦課徴収(水害予防組合法第48条) ・夫役又は現品は組合員のほか、区域内の総居住者に賦課することができる(同法第49条) ・組合債(同法第62条)	・地区内にある土地につき、組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収(土地改良法第36条第1項) ・区債・借入金(同法第40条第1項)
設立方法	・従前の区域による(自治法第5条第1項)	・合併関係市町村の協議(合併特例法第26条) ・規約は都道府県知事認可(同法第28条第1項)	・新たに設置ができるのは、廃置分合又は境界変更の場合における関係市町村の財産処分に関する協議(自治法第294条第1項) ・市町村の廃置分合・境界変更は都道府県知事が定める(同法第7条)	・都道府県知事が組合区域を指定 ・関係地の市町村長の一人又は数人が創立委員 ・創立委員が調製した組合法規約を、総会議又は総代会で議決(過半数)し、都道府県知事の許可(水害予防組合法10-14条)	・一定の地域内の事業参加資格者15人以上が計画の概要等を公告 ・当該地域内の事業参加資格者の2/3の同意等を得て、土地改良事業計画等を定めて都道府県知事の認可(土地改良法第5-10条)

公共組合の設立手続の比較

土地改良区の設立手続	米国におけるBID設立手続	米国における自治憲章の制定・改定手続
<p>○土地改良法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15人以上の土地区画事業参加資格者の発意(5条1項) <li style="text-align: center;">↓ ・発意者による計画概要の市町村長への協議(5条3項) <li style="text-align: center;">↓ ・発意者による計画概要、定款基本事項等の公告(5条2項) <li style="text-align: center;">↓ ・発意者による事業参加資格者の2/3以上の同意の徴収(5条2項) <li style="text-align: center;">↓ ・発意者による事業計画・定款作成、設立認可申請(7条1項) <li style="text-align: center;">↓ ・都道府県知事による審査・適否決定(8条1項) <li style="text-align: center;">↓ ・都道府県知事による計画書・定款の公告・縦覧(8条6項) <li style="text-align: center;">↓ ・利害関係人による異議の申出(9条1項) <li style="text-align: center;">↓ ・都道府県知事による認可(10条1項)、設立(10条2項) 	<p>「州により若干の違いはあるが、ニューヨーク州における流れは下図に示す通りである。どの州もBID設立には地区内の不動産所有者の同意を条件としており、一般的には、地区内における課税対象不動産の総評価額に対し、過半数から3分の2の同意を求める州が多い。ほとんどの州では、BID設置のために地区事業計画を定めることが義務付けられており、同計画には、BIDの設立目的、活動内容、財源、役員の構成等が明記され、BIDのマスタープランとも呼べるものとなっている。州によっては、定期的に地区事業計画の見直し期間を設定しているところもある。また、設立手続きと同様にBIDの活動内容についても州法で定められており、BIDに与えられる権限は厳格に規定されている。」</p> <p>○ニューヨーク市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産所有者有志による素案作成 <li style="text-align: center;">↓ ・地区事業計画の策定 <li style="text-align: center;">↓ ・地区内不動産所有者の同意 <li style="text-align: center;">↓ ・ニューヨーク市への設立申請 <li style="text-align: center;">↓ ・市議会での承認 <li style="text-align: center;">↓ ・市との契約 <li style="text-align: center;">↓ ・BID事業の開始 <p>(出典)「平成17年度海外調査 都市再生におけるプロジェクト監理と都市デザインを訪ねて～アメリカ合衆国の事例に学ぶ～調査報告書」(財団法人都市づくりパブリックデザインセンター)</p>	<p>「住民が憲章起草委員を選び(裁判所による任命もある)、その委員会が自治憲章案を作成し、住民を対象とした一定期間の閲覧の後で住民投票にかけられ、一定の割合(一般には過半数)の賛成によって制定される。なお、州議会の同意を必要とする州もある。また、改正する場合にも一般的には住民投票が必要となる。」</p> <p>○マサチューセッツ州</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15%以上の有権者による憲章の制定・改定の請願 <li style="text-align: center;">↓ ・憲章委員会の推薦と選挙 <li style="text-align: center;">↓ ・憲章委員会による最終報告書の提出 <li style="text-align: center;">↓ ・市による住民投票の実施 <li style="text-align: center;">↓ ・市の有権者の過半数の承認により発効 <p>(出典)地方公共団体の基本構造の選択手法について(たたき台)(平成22年7月30日地方行財政検討会議)</p>

【選択肢】

主として各州の法律により、「弱市長・議会型（Weak Mayor-Council Form）」、「強市長・議会型（Strong Mayor-Council Form）」、「議会・支配人型（Council Manager Form）」、「理事会型（Commission Form）」などの選択肢が定められている。

【選択手法】

最も主要な手法は、自治憲章（Home Rule）により選択するものであり、住民が憲章起草委員を選び（裁判所による任命もある）、その委員会が自治憲章案を作成し、住民を対象とした一定期間の閲覧の後で住民投票にかけられ、一定の割合（一般には過半数）の賛成によって制定される。なお、州議会の同意を必要とする州もある。

また、改正する場合にも一般的には住民投票が必要となる。

※ 出典：小滝敏之「アメリカの地方自治」（2004）、竹下讓監修「よくわかる世界の地方自治制度」（2008）

（参考）マサチューセッツ州一般法 第43章B（ホームルールの手続（憲章委員会の設置・住民投票等））（抄）

第2条 制定、改定又は現行の憲章の修正

すべての市及び町は、この章によって定められた手続きにより、市憲章を採択し、改定し、又は現行の憲章を修正する権限を有するものとする。

第3条 憲章の制定及び改定のための請願；提出；異議

…市又は町の憲章の制定及び改定は、直近の州の選挙においてこれらの市又は町に居住していた登録有権者数の15パーセント以上の者により署名された請願を選挙管理委員会に提出することによって開始されるものとする。…

第4条 憲章の制定又は改定に関する議題の提出のための運営組織の命令：憲章委員会の推薦と選挙

市議会又は都市行政委員会は、選挙管理委員会による請願に十分な量の署名が記載されている旨の認定報告を受け取った日から30日以内に、命令により、…憲章の制定又は改定に関する議題を有権者に提示し、併せて、憲章委員会の委員を選挙で選出することに備えるものとする。…





第5条 憲章委員会；委員の推薦と選挙の手續

憲章委員会の委員の推薦には、市又は町の住民の数に応じて、以下の数の登録有権者の署名が必要とされるものとする。

住民が10万人以上であれば200人の署名；

住民が5万人以上10万人未満であれば100人の署名；

住民が1万2千人以上5万人未満であれば50人の署名；

住民が6千人以上1万2千人未満であれば25人の署名；

住民が6千人未満であれば10人の署名

…

第6条 憲章委員会；委員数；選挙

憲章委員会は、この条の規定に基づき開催された選挙において、…全市一区選出で選出された9名の登録有権者から構成されるものとする。…

第10条 この章の規定により以前に制定又は改定された市憲章の修正；手續

(a) この章の規定により以前に制定又は改定された市憲章の修正は、この条に規定する方法による市の市議会又は町の町民会議の3分の2の投票によって提案することができる。なお、市長が存在する市では、市長の一致がなければ、市憲章の修正の提案はできない。また、立法機関、市長又はシティー・マネージャ、都市行政委員会又はタウン・マネージャの構成、選挙又は任用の方法、公職の任期に関する市憲章の修正は、この章の規定により選出された憲章委員会のみが提案することができる。

第11条 提案された憲章案又は改定案；有権者への提案；投票…

第9条の規定により憲章委員会の最終報告書の提出があれば、市議会又は都市行政委員会は、最終報告書の提出から2ヶ月以降に開催される、最初の通常の市議会選挙、又は毎年若しくは2年に一回の町の公職を選出する町民会議において、提案された憲章案又は改定案の承認を得るよう、市又は町の有権者に提案するよう命令するものとする。…

提案された憲章の修正案も、同様に、第10条の規定により有効なものとなってから2ヶ月以降に開催される前述の市議会選挙又は町民会議において、有権者に提案されるものとする。…

市又は町の有権者の過半数により承認された新しい憲章案又は憲章の改定案は、当該憲章案又は改定案に規定する日より効力を有するものとし、同様に承認された憲章の修正案は、当該修正案又は修正案を提案した市議会の命令又は町民会議の投票に規定する日より効力を有するものとする。…

土地改良区(土地改良法)	市町村(地方自治法)
<p>設立手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業参加資格者15人以上による認可申請(7条1項)。申請には、計画概要等の公告、当該地区内の事業参加資格者3分の2以上の同意確保が必要(5条2項) ・都道府県知事の公告・縦覧(8条6項)、利害関係人異議申出(9条1項) (市町村長協議(5条3項)、都道府県知事認可(10条1項)) 	<p>—</p>
<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会は、総組員で構成(22条) ・組員数200名超の場合、総代会設置可能(23条1項)。総代定数は定款で定める(同条2項) 	<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通地方公共団体に議会を置く(89条)。議員定数は、条例で定める(91条)。 ・町村は条例で選挙権を有する者の総会を設置可能(94条)
<p>【選挙権・被選挙権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組員各々1個の総代選挙権(31条1項) ・組員で年齢25年以上の者及び法人たる組員に被選挙権(23条3項) 	<p>【選挙権・被選挙権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国民たる年齢満18年以上の者で3月以上市町村の区域内に住所を有する者に選挙権(18条) ・当該議員の選挙権を有する者で年齢満25年以上の者に、議会議員の被選挙権(19条1項)
<p>【選挙方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県又は市町村の選挙管理委員会による管理(23条4項、令5条1項)、選挙期日前7日までの告示(令6条3項)、1人1票(令10条2項)、投票管理者(令15条2項)、選挙会場(令9条1項) ・選挙人名簿は土地改良区が調製(令7条1項)、縦覧・異議申出等は定款で定める(同条4項) ・選挙区は定款で定める(令4条) ・異議がある選挙人による選挙・当選の効力に関する異議申出(令27条) 	<p>【選挙方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会が管理(公選法5条)、一定期日前の告示(33条)、1人1票(36条)、投票管理者(37条、61条)、投票所(39条)、期日前投票(48条の2)、不在者投票(49条)、選挙運動(13章) ・選挙人名簿は選挙管理委員会が調製(19条2項)、縦覧・異議申出・訴訟・補正・閲覧等が法定(23～26条) ・選挙区は条例で定める(15条6項) ・不服がある選挙人による選挙・当選の効力に関する異議申出及び訴訟(202条、203条、206条、207条) ・その他公職選挙法の各規定が適用
<p>【リコール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総組員数の3分の1以上の連署により都道府県又は市町村の選挙管理委員会へ請求(24条1項) ・過半数の同意があつたときは失職(24条3項) 	<p>【リコール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村内の総有権者数の3分の1以上の連署により「解散」を(76条1項)、選挙区内の総有権者数の3分の1以上の連署により「解職」を(80条1項)、選挙管理委員会へ請求 ・過半数の同意があつたときは解散又は失職(78条、83条) ・その他地方自治法第5章第2節の各規定が適用
<p>【招集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事は、毎事業年度1回通常総会を招集する。その他常時臨時総会を招集可能(25条1項・2項) ・総組員数の5分の1以上の同意で招集請求(26条) ・請求があつた日から20日以内に招集(同条)。理事が招集しない場合は、監事が招集(27条) 	<p>【招集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長は、条例で定める回数、定例会を招集する。必要がある場合、臨時会を招集可能(101条1項、102条1～3項)。 ・議長は、議会運営委員会の議決を経て、臨時会の招集を請求(101条2項) ・議員の定数の4分の1以上の者は、臨時会の招集を請求(101条3項) ・請求があつた日から20日以内に招集(101条4項)。長が招集しないときは議長が招集(同条5項・6項)
<p>【必要的議決事件】(30条1項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①定款変更、②規約・管理規程の設定・変更・廃止 ③起債・借入の方法・利率・償還方法、④収支予算 ⑦事業報告書・収支決算書・財産目録の承認 ⑥賦課金等の徴収方法 ⑤契約 ⑨国・都道府県による区有施設の管理の申出 <p>⑧土地改良区連合の設立や構成区の増減に関する協議</p>	<p>【必要的議決事件】(96条1項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①条例の制定・改廃 ②予算 ③決算認定 ④課税・使用料等徴収 ⑤条例で定める契約の締結 ⑥条例規定以外の財産管理及び処分 ⑦不動産信託、⑧重要財産の取得・処分、⑨負担付き寄付・贈与、⑩権利の放棄、⑪重要な公の施設の長期独占利用、⑫不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁、⑬損害賠償の額の決定、⑭区域内の公共的団体等の活動の総合調整、⑮その他
<p>【議決権・表決】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組員・総代は各々1個の議決権(組員:31条1項、総代:23条9項) ・総組員又は全ての総代の半数以上が出席し、原則としてその議決権の過半数で決する(組員:32条1項、総代:23条9項) ・総組員数の10分の1以上の請求により、法令に違反する議決、選挙等について都道府県知事による取消し(136条1項) 	<p>【議決権・表決】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない(113条)。原則として、出席議員の過半数で決する(116条) ・その他地方自治法第6章の各規定が適用。

当然加入団体の構成員(住民)の権利保障の主な仕組み(2/2)

土地改良区(土地改良法)	市町村(地方自治法)
<p>【役員の選挙権・被選挙権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合員各々1個の役員選挙権(31条1項) ・理事の定数(5人以上)の5分の3以上、監事の定数(2人以上)の2分の1以上は組合員である必要(18条5項) 	<p>【長の選挙権・被選挙権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国民たる年齢満18年以上の者で3月以上市町村の区域内に住所を有する者に選挙権(18条) ・日本国民で年齢満25年以上の者に、市町村長の被選挙権(19条3項)
<p>【選挙方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票は1人1票(18条7項)、選挙管理者・投票管理者・開票管理者の設置(18条8項) ・その他選挙方法、選挙場所(総会又は総会外)等は定款で定める(16条1項6号、18条3項) ・総組合員数の10分の1以上の同意を得て、法令等違反がある選挙・当選を都道府県知事による取消しを請求(136条) 	<p>【選挙方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙管理委員会による管理(公選法5条)、一定期日前の告示(33条)、1人1票(36条)、投開票管理者(37条、61条)、投票所(39条)、期日前投票(48条の2)、不在者投票(49条)、選挙運動(13章) ・不服がある選挙人による選挙・当選の効力に関する異議申出及び訴訟(202条、203条、206条、207条) ・その他公職選挙法の各規定が適用
<p>【リコール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総組合員数の5分の1以上の連署より請求(29条の2第1項) 	<p>【リコール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総有権者数の3分の1以上の連署により選挙管理委員会へ請求(81条1項)。過半数の同意があったときは失職(83条) ・その他地方自治法第5章第2節の各規定が適用
<p>財務・監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総組合員数の10分の1以上の同意を得て、都道府県知事による事業・会計の状況検査を請求(133条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計管理者による会計事務の処理(168条、170条1項) ・会計管理者の事務を補助する出納員その他の会計職員の設置(171条1項) ・会計管理者等の賠償責任(243条の2) ・住民監査請求(242条1項)、住民訴訟(242条の2第1項) ・総有権者数の50分の1以上の連署をもって、監査委員による事務監査を請求(75条) ・議会による書類の検閲、検査、監査請求(98条)、調査(100条)
<p>情報開示請求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事は、定款、規約、管理規程、事業に関する書類、組合員名簿、土地原簿、議事録を備え付け、組合員その他の利害関係者から閲覧請求があった場合、拒否してはならない(29条1項・4項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例・規則の公布(16条2項・5項) ・議会の議事の公開(115条1項)、公聴会の開催(115条の2第1項) ・予算に関する説明書(財産調書を含む)作成(211条2項)、予算要領の公表(219条2項)、決算書類・主要施策説明書作成(233条1項・5項)、決算要領の公表(233条6項) ・保有情報の公開に関する施策策定・実施の努力義務(行政機関情報公開法25条)、情報公開条例

公共組合の事務と構成員、経費の賦課

	事務	構成員	:
土地改良区 (土地改良法)	土地改良事業等	・地区内にある土地につき土地改良事業に参加する資格を有する者(第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・定款事項(経費の分担に関する事項)(第16条) →総会議決(第30条)+都道府県知事の認可(第30条) ・地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収(第36条第1項) ・賦課に当たっては、地積、用水量その他の客観的な指標により、当該事業によって当該土地が受ける利益を勘案(第36条第2項)
土地区画整理組合 (土地区画整理法)	土地区画整理事業	・施行地区内の宅地の所有者、借地権者	<ul style="list-style-type: none"> ・定款事項(費用の分担に関する事項)(第15条) →総会議決(第31条)+都道府県知事の認可(第40条) ・賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収(第40条第1項) ・賦課金の額は、組合員が施行地区内に有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない(第40条第2項)
市街地再開発組合 (都市再開発法)	第一種市街地再開発事業	・施行地区内の宅地の所有者、借地権者	<ul style="list-style-type: none"> ・定款事項(費用の分担に関する事項)(第9条) →総会議決(第30条)+都道府県知事の認可(第38条) ・賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収(第39条第1項) ・賦課金の額は、組合員が施行地区内に有する宅地又は借地の位置、地積等を考慮して公平に定めなければならない(第39条第2項)
水害予防組合 (水害予防法)	堤防・水門等の保護による水害防御に関する事業	・区域(水害を受くべき土地)内の土地、家屋等の所有者、占有者	<ul style="list-style-type: none"> ・組合規約事項(第48条) →組合会議決(第23条)+都道府県知事への届出(第78条) ・組合費は、組合規約の定めるところにより、区域内の土地、家屋及び工作物、その他の物件について賦課(第48条)
農業共済組合 (農業災害補償法)	共済事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農家 例)・水稻、麦等の耕作の業務を営む者 ・牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者 	<ul style="list-style-type: none"> ・共済規程事項(共済掛金及び事務費に関する事項)(第30条) →総会議決(第43条)+都道府県知事の認可(第24条) ・組合員等は、共済規程又は共済事業の実施に関する条例の定めるところにより、定額の共済掛金を組合等に支払わなければならない(第86条)
健康保険組合 (健康保険法)	健康保険	・適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者等	<ul style="list-style-type: none"> ・規約事項(保険料に関する事項)(第16条) →組合会議決(第19条)+厚生労働大臣の認可(第16条第2項) ・保険者等は、健康保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する(第155条) ・被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する(第161条) 他

租税法律主義とNHK放送受信料

○角田禮次郎内閣法制局長官答弁(第91回国会昭和55年3月17日衆議院予算委員会)

「最後に憲法84条との関係でございますが、これは御案内のとおり、憲法84条は租税についてのいわゆる租税法主義というものを決めているわけでございます。先ほど郵政大臣から御説明も申し上げましたとおり、NHKの受信料はそのような意味の租税とは違いますから、形式的にも84条の適用はないと考えますし、また実態的にもNHKの受信料の月額はNHKの予算の審議ということを通じて、国会が予算の承認を通じて関与しておられるわけでございますから、大きな目で見ても84条の趣旨に反するものとは考えられない次第でございます。」

「土地改良区定款例」(40農地B第881号昭和40年3月22日農地局長通知)

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第24条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。ただし畑については、田の〇分の1の標準による。

2 第4条第1項第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき別表に掲げる基準により各区域ごとに地積割に賦課する。

3 第4条第1項第3号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき、各區別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課ける。ただし、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

【備考】

地積割によらず評価割による場合は、本項中「土地の地積」を「土地の評定価額」に改め、「換地交付基準地積」を「換地交付基準額」に改めること。

4 第4条第1項第5号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

【備考】

一体事業を構成する各事業の施行に係る地域ごとに賦課基準を異にする場合には、本項を次のように改めること。

4 第4条第1項第5号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき別表に掲げる基準により各区域ごとに地積割に賦課する。

5

6 この土地改良区の所属する何土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

7 前6項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

【備考】

[1] 経費分担の規定は、第4条に掲げる事業と密接不離の関係にある規定であるから、なるべく各事業別に具体的に規定すること。

[2] 経費分担について、旧賃賃価格による表示は避けること。

[3] 賦課基準が区分される場合には、それぞれの区分に該当する土地または地域を表示すること。

(中略)

(賦課徴収の方法)

第27条 前3条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(督促)

第29条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第30条 第24条、第25条、第26条、第28条の2又は第28条の3の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金〇銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料〇円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

当然加入団体に対する外部からの統制・監督の主な仕組み

	土地改良区	合併特例区
設立・解散	<p>【設立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画概要等の市町村長への協議(5条3項) ・都道府県知事の審査・適否決定(8条1項)、 公告・縦覧(8条6項)、認可・公告(10条1項・3項) <p>【解散】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事の認可(67条2項)、公告(67条3項) ・都道府県知事による解散命令(135条1項) 	<p>【設立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村の議会議決を経て協議により規約を締結(26条) ・都道府県知事の認可(28条1項) <p>【解散】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置期間は規約で設定(31条1項3号、52条1項)
定款・規約の策定・変更	<ul style="list-style-type: none"> ・設立認可時に都道府県知事による定款の審査・適否決定(8条1項)、公告・縦覧(同条6項) ・定款変更は都道府県知事の認可(30条2項)、公告(同条3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設立認可時に合併市町村の議会議決を経て協議により規約を締結(26条)、都道府県知事の認可(28条1項) ・規約変更は、合併市町村(議会議決を経る必要)と合併特例区(合併特例区協議会の同意を得る必要)との協議によって定める(32条1項)、都道府県知事の認可(同条4項、軽微な事項の場合は届出)
監督・監査	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事による報告徴収、業務・会計の状況検査(132条1項) ・都道府県知事による違反行為に対する措置命令(134条1項)、改選命令(同条2項)、解任(同条3項) ・土地改良事業以外の事業を行った場合、法令違反等の場合における解散命令(135条1項) ・総組合員数の10分の1以上の請求により、法令に違反する議決、選挙等について都道府県知事による取消し(136条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村の長による報告又は書類・帳簿提出の要求、事務視察(50条1項) ・合併市町村の長による違反是正・改善措置の指示(50条2項) ・合併市町村の監査委員による事務監査(51条1項)
予算・決算	—	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例区の毎会計年度予算(合併特例区協議会の同意を得た予算)について合併市町村の長の承認(42条6項) ・合併特例区の毎会計年度決算について合併市町村の監査委員の審査(45条1項)、合併市町村の長への報告(同条5項)
(参考) 解散後の権利義務	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続(67条の2) ・清算人は、債務弁済後でなければ残余財産を処分することができない(70条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併市町村は、一切の権利義務を承継(52条1項)

地域自治組織の活動イメージ

地域運営組織、民間事業者等

(一般社団法人、NPO法人、認可地縁団体、株式会社等)

フリーライドを防止し、
受益に応じた負担を求
める必要がある事業

委託、補助、
負担等

住民、土地所有
者等からの
賦課金、租税

市区町村から
の交付金等

事業者等
からの寄
附金等

地域の住民、土地所有者等において機運
が醸成され、相当数の同意がある場合

地域自治組織

(公共組合or特別地方公共団体)

→ 必要最小限の活動